

2024年2月7日

大阪バス(株)乗合バス事業部

学生割引の進学時特例について

学生割引の適用については、これまでバス乗車の際に学生証を直接乗務員に提示していただいた方に限っていましたが、進学時などで卒業後と入学前の間の時期を特例として設けることにしています。

※「通学定期券」での割引は不可。

1. 3月31日までの乗車の方で卒業などで学生証を返納している場合
通学していたことを証明する書類（学校から発行する卒業証書のコピーなど）
提示いただくことで、卒業までの身分として割引を適用する。
2. 4月1日以降の乗車で入学前で学生証などが未支給で手元にない場合
入学予定を証明する書類（学校から発行する入学証明書のコピー・合格通知書など）を
提示いただく事で、新学年の身分として割引を適用する。
3. その他
いずれの場合も、コピーのみ適用 写メールなどは✕